令和６年度

|  |
| --- |
|  |
| 学校施設開放事業に係る使用料について　　　　　　　　　　　　　　　　　　観光スポーツ部スポーツ振興課 |

１　使用料

　　　学校施設（校庭、体育館及び武道場）を利用する場合、次の使用料が発生します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 使用料（単位：円） | 摘　　要 |
| 利用の単位 | 中学生以　下 | 高校生 | 一般 |
| 校庭 | 小学校中学校 | 1面1時間 | 100 | 150 | 300 | 1学校1面とする。 |
| 体育館 | 小学校 | 1面1時間 | 330 | 500 | 1,000 | 1学校1面とする。 |
| 中学校 | 1学校2面とする。 |
| 武　道　場 | 1時間 | 330　 | 500　　　 | 1,000　 |  |
| 暖 房 料 | 11月1日から4月末日まで使用料の100分の10に相当する額 |

　備考

（1）体育館の1面はバレーボールコートの規格を基準とする。

（2） 利用者の申し出による利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。

（3）利用者の責めに帰すことができない事由により、利用時間に1時間未満の端数が生

じた場合の使用料は、当該端数時間に1時間当りの使用料の額を乗じて得た額とする。

（4）体育館の使用において、同一時間に同一面を他の団体と共同で利用する場合の使用

料は、全構成員を1団体とみなし、各使用料区分によるものとする。なお、この場合

の学校施設利用申請書の申請者は、これら団体を代表する1団体が行うものとする。

（5）中学校の体育館において、同一時間に2面を単独で利用する場合の使用料は、1面

を利用した場合の算定額に100分の100に相当する額を加算した額とする。

なお、複数団体で利用の場合の使用料及び学校施設利用申請の方法は、これら団体を代表する1団体が行うものとする。

２　使用料の免除・減額

　次の場合、使用料（暖房料含む）を免除、また減額しますので、予め証明書類(写)を提出し、該当する内容を利用申請書の減免申請欄にご記入願います。

① スポーツ少年団本部に登録している団体が使用する場合（全額免除）

・詳細は、(公財)体育協会振興課（22-4150）にお問い合わせください。

② 千歳市社会教育関係登録団体が使用する場合（５割減額）

・詳細は、教育委員会生涯学習課（24-3153）にお問い合わせください。

③ コミュニティ認定団体が使用する場合（５割減額）

・詳細は、各地区コミュニティ協議会にお問い合わせください。

④ 社会福祉団体が使用する場合（５割減額）

・詳細は、千歳市社会福祉協議会（27-2525）にお問い合わせください。

⑤ 利用者の半数以上が６５歳以上、または障がい者の団体が使用する場合（５割減額）

「障がい者」とは、身体障がい者手帳等の交付を受けている方を指します。

・詳細は、スポーツ振興課スポーツ施設係にお問い合わせください。

※①は千歳市立学校の施設の開放に関する規則第１１条第１項第５号、②～④は第４号、⑤のうち６５歳以上は第３号、障がい者は第２号の適用となります。

３　使用料の納入方法

1. 利用が許可されると、使用料納入通知書が千歳市から団体事務局に郵送されますので、記載されている納期限内に必ず納入してください。
2. 使用料納入通知書が届かない場合は、スポーツ振興課スポーツ施設係までお問い合わせください。

③ 期限内の納入が確認できない場合、以後の使用を禁止とします。

４　使用の取消及び使用料の還付

1. 使用を取消する場合、決定した時点で必ず連絡してください。体育館は管理指導員へ、校庭はスポーツ振興課へ連絡し、千歳市公共施設予約サービスにて予約取消申請をしてください。
2. 取消するときは３日前の開庁時間までに千歳市公共施設予約サービスにて予約取消申請をした場合、該当日の使用料の５割の額が還付となります。

③ 利用者の責めに帰すことのできない理由（学校行事等）により中止する場合は、使用料の全額が還付となります。

1. 還付の方法は、特に申し出がなければ翌月使用料での調整を基本としますが、団体の解散等によりそれ以降使用しない場合は、口座振込での還付となりますので、別途必要書類を提出していただきます。
2. 利用許可があった時点で使用料が発生します。

|  |
| --- |
| 問い合わせ先　　千歳市東雲町2丁目34番地　スポーツ振興課スポーツ施設係電話 24-0855　FAX 22-8851　　E-mail：sportsshinko@city.chitose.lg.jp |